

# 医療的ケア実施までの流れ【新規】 ＊新入生（小1）

つくば特別支援学校

## 申請書類 配付・提出

※教育相談時、入学説明会時

- 教育相談後に、申請書と診療情報提供書を配付し、1階ケア室を見学します。
- 保護者は、診療情報提供書の記入を主治医に依頼。
- 保護者は、入学説明会時に申請書と診療情報提供書を学校に提出。

申請書、同意書  
診療情報提供書



※学校へのケア申請は、主治医と相談の上、行ってください。

※医ケアハンドブック第五版改定（R8.2月）により、同意書の提出が必要になりました（入学後に同意書の追加提出）。

入学後

## 手技観察

- 保護者が実施するケアの様子を保健主事・看護職員が観察する。  
（医療的ケア安全委員会①で報告）

保護者待機開始

## 医療的ケア 安全委員会①

- 「医療的ケア安全委員会①」でケア実施の適否検討。
- 検討結果を学校より連絡又は通知します。  
⇒適の場合、指示書を配付します。



※委員会では、保護者からの申請を受け、意見や報告を参考に、学校で実施可能な医療的ケアの内容や範囲を決定し、校長承認を得ます。

## 指示書 依頼・提出

- 保護者は、指示書の記入を主治医に依頼する。
- 保護者が実施するケアの様子を担任・看護職員が観察する。
- 保護者は、指示書を学校に提出する。

指示書



※指示書が提出されたら、保護者立会いのもとで看護職員の実技を開始します（指示書が提出されるまでは、保護者実施）。

## マニュアル作成

- 代表の看護職員は、指示書を基に、個別のマニュアルを作成する。  
※マニュアルを作成する過程で、代表の看護職員と担任は保護者から手技の伝達を受ける。

## マニュアル確認

- 担任は、マニュアルを確認する。
- 保護者は、マニュアルを確認して、署名する。
- 指導医は、ケア児を診察する（参考資料：指示書、診療情報提供書、マニュアル）。

マニュアル



※指導医訪問は1回／月実施。その際にケア児の診察を実施。

## 医療的ケア 安全委員会②

- 「医療的ケア安全委員会②」で検討及び校長承認を得る。



## 実施通知 実施届

- 校長承認後、学校は保護者に実施通知を配付する。
- 保護者通知後に、学校は教育委員会に実施届を提出する。

実施通知



実施届



## 医療的ケア の実施

看護職員による医療的ケアの実施



保護者待機終了